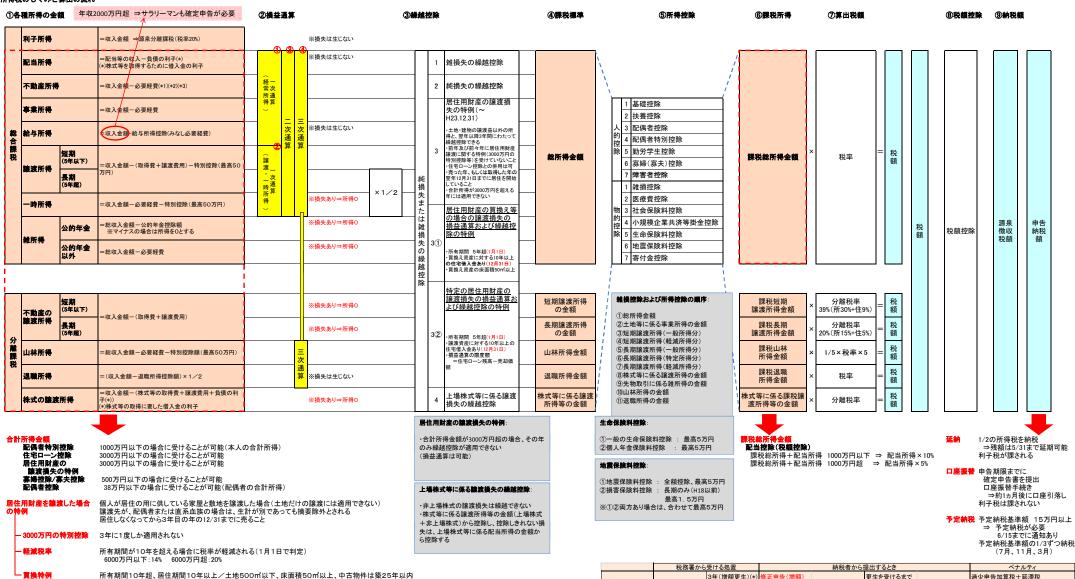
所得税のしくみと算出の流れ



売却価額が取得価値を超える部分にのみ課税される ⇒売却年分の譲渡益は、買い換えたマイホームを将来譲渡するときまで繰り延べられる 売却金額く取得価額の場合は、差額を収入金額として譲渡所得を計算する

収入金額 = 売却金額 - 取得価額(買い換えた金額)

必要経費 = (売ったマイホームの取得費+譲渡費用)×(収入金額/売却金額)

譲渡所得 = 収入金額 - 必要経費

(*1)不動産所得が赤字となった場合、損益通算が可能であるが、土地の取得に要した負債の利子は損益通算することができない

不動産所得の赤字 = 賃料収入 - (経費+建物ローン利子+土地ローン利子)

→ 不動産所得の赤字 < 土地ローン利子 ⇒ 損益通算できる空き時はなし → 不動産所得の赤字 > 土地ローン利子 ⇒ (赤字 - 土地ローン利子)だけ損益通算可能

(*2)業務の用に供する土地をその土地の上にある建物とともに取得した場合、これらを取得するために要した負債の額は、まず建物の取得に充てられ、ついで土地の取得に充てられたものとして計算することができる。

・取得価額 土地2000万円、建物2000万円 ・購入資金 自己資金1000万円、銀行借入金3000万円

→①建物の取得に充当 銀行借入金から2000万円

→②土地の取得に充当 銀行借入金から1000万円+自己資金1000万円

(*3) 相続等により譲り受けた減価償却資産の取得価額は、その資産を取得したものが引き続いて所有していたものとみなされる。また、H19.4.1以降に取得した建物は、新定額法による。

・取得価額 建物8000万円 ・相続時の償却残高 3000万円 → 減価償却費 = 8000万円 × 定額法償却率 × (使用月数/12) ※償却残高ではなく、被相続人の取得価額を使用する

	税務署から受ける処置		納税者から提出するとき		ペナルティ
申告した場合	更生	3年(増額更生)(*)	修正申告(増額)	更生を受けるまで	過少申告加算税+延滞税
		5年(減額更生)	更生の請求(減額請求)	申告期限後1年以内	_
無申告の場合	決定	5年(*)	期限後申告	決定を受けるまで	無申告加算税+延滞税
			還付申告(還付請求)	翌1月1日から5年以内	-
(*)仮装、隠ぺい等悪質な場合は7年となる					